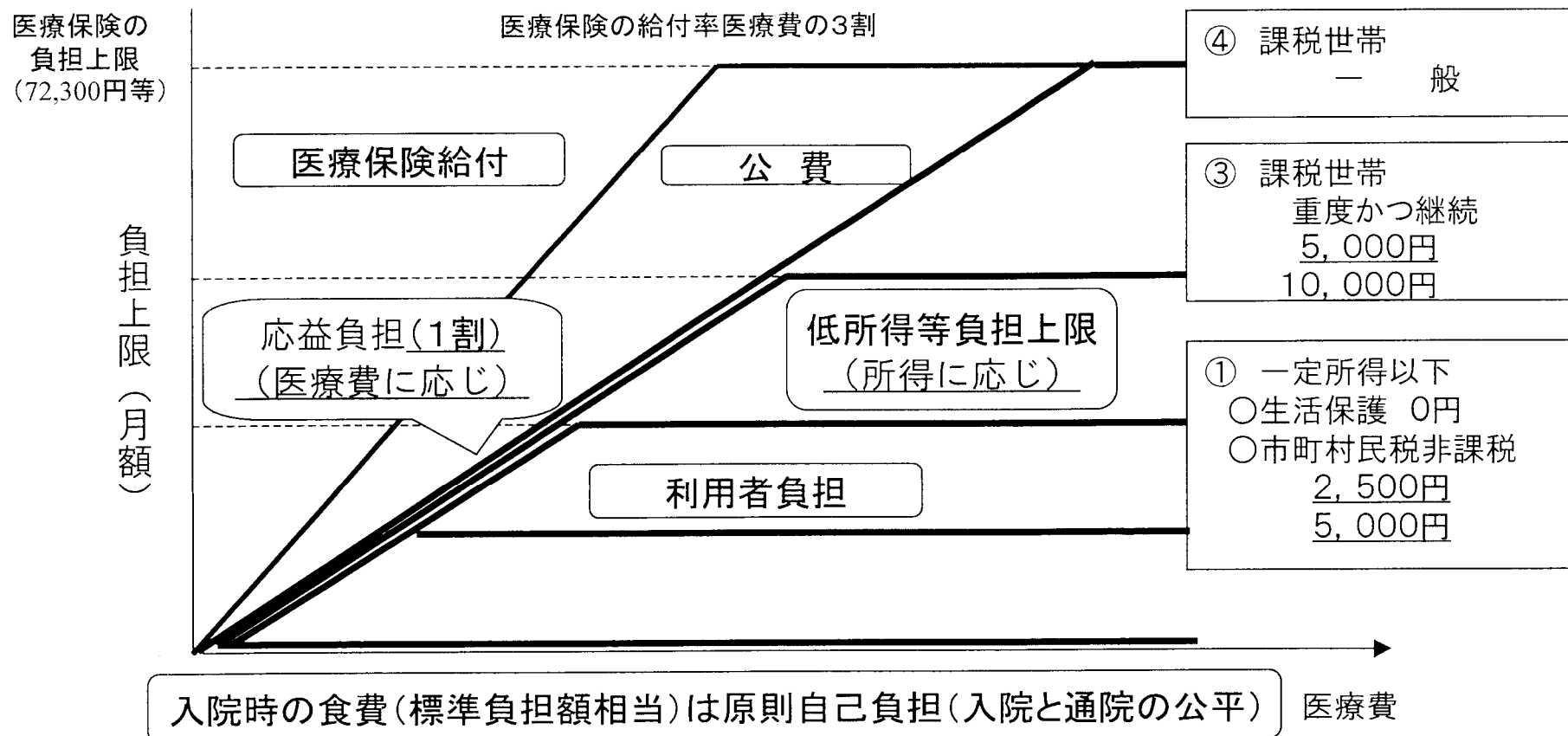


自立支援医療の自己負担 —医療費と所得に着目—

医療費のみに着目した応益負担(精神)と所得にのみ着目した応能負担(更生・育成)を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合する。

- 制度間の負担の不均衡を解消する。(障害者間の公平＝医療費の多寡・所得の多寡に応じた負担)
- 必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)



入院時の食費負担(標準負担額)

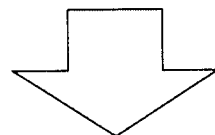
食費負担に係る各制度の考え方

○ 医療保険制度

:在宅療養の者と入院の者の費用負担の均衡を図る観点から、平均的な家計における一人当たりの食費に相当する額を標準負担額として求める。

○ 新たな障害福祉制度

:入所・通所施設を利用するものと利用しない者の費用負担の均衡を図る観点から食費(材料費、人件費)については原則自己負担とする。



医療保険制度や新たな障害福祉制度との整合性を確保し、

更生医療、育成医療に係る入院時の食費(標準負担額)については、原則、自己負担とする。

自立支援医療制度の施行時の取扱い

障害に係る公費負担制度の利用者に関する経過措置

- 施行前において旧法に基づく更生医療若しくは育成医療の給付を受け、又は通院公費の支給等を受けている障害者等については、施行日において自立支援医療費の支給認定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者等が新法の支給認定の要件に該当しないとき（一定以上の所得があるとき）は、この限りでない。
- みなし支給認定の有効期間は、旧法に基づく給付等の有効期間の残存期間とする。ただし、その残りの期間が一定期間（１年以内で定める）を超えるときは当該期間とする。

※ 移行時には、世帯の課税状況に関する書類を市町村等に提出（必要に応じて障害の種類等を確認することがある）。

障害に係る公費負担制度を担当する医療機関に関する経過措置

- 施行日において現に①更生医療の指定医療機関、②通院公費の医療を担当しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めるものについては、同日に指定自立支援医療機関としての指定があったものとみなす。
- 上記の医療機関のうち、保険医療機関でないなど指定要件を満たさないものについては、施行日より一定期間（１年以内で定める）のうちに改めて指定の申請をしなければ、当該期間の経過後指定の効力を失う。

※ 厚生労働省令で定める医療機関は、施行日前一定期間内における公費負担医療の実施状況を勘案して設定。

自立支援医療費に係る財源構成(案)

制度施行時(17年10月)には変更なし、18年10月の福祉サービスに係る大都市特例の廃止に合わせ
旧更生医療分の財源構成を見直し

＜現 行＞

○精神通院公費

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	1/2	1/2	—	—	—
都道府県	1/2	—	—	—	—
市町村	—	1/2	—	—	—

○更生医療

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	—	1/2	1/2	1/2	1/2
都道府県	—	—	—	—	1/4
市町村	—	1/2	1/2	1/2	1/4

○育成医療

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	1/2	1/2	1/2	—	—
都道府県	1/2	—	—	—	—
市町村	—	1/2	1/2	—	—

＜平成18年10月以降＞

○自立支援医療(旧精神)

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	1/2	1/2	—	—	—
都道府県	1/2	—	—	—	—
市町村	—	1/2	—	—	—

○自立支援医療(旧更生)

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	—	1/2	1/2	1/2	1/2
都道府県	—	1/4	1/4	1/4	1/4
市町村	—	1/4	1/4	1/4	1/4

○自立支援医療(旧育成)

主体 財源	都道府県	指定都市	中核市	市＋福祉 事務所設 置町村	左記以外 の町村
国	1/2	1/2	1/2	—	—
都道府県	1/2	—	—	—	—
市町村	—	1/2	1/2	—	—

公費負担医療の見直しのスケジュール（案）

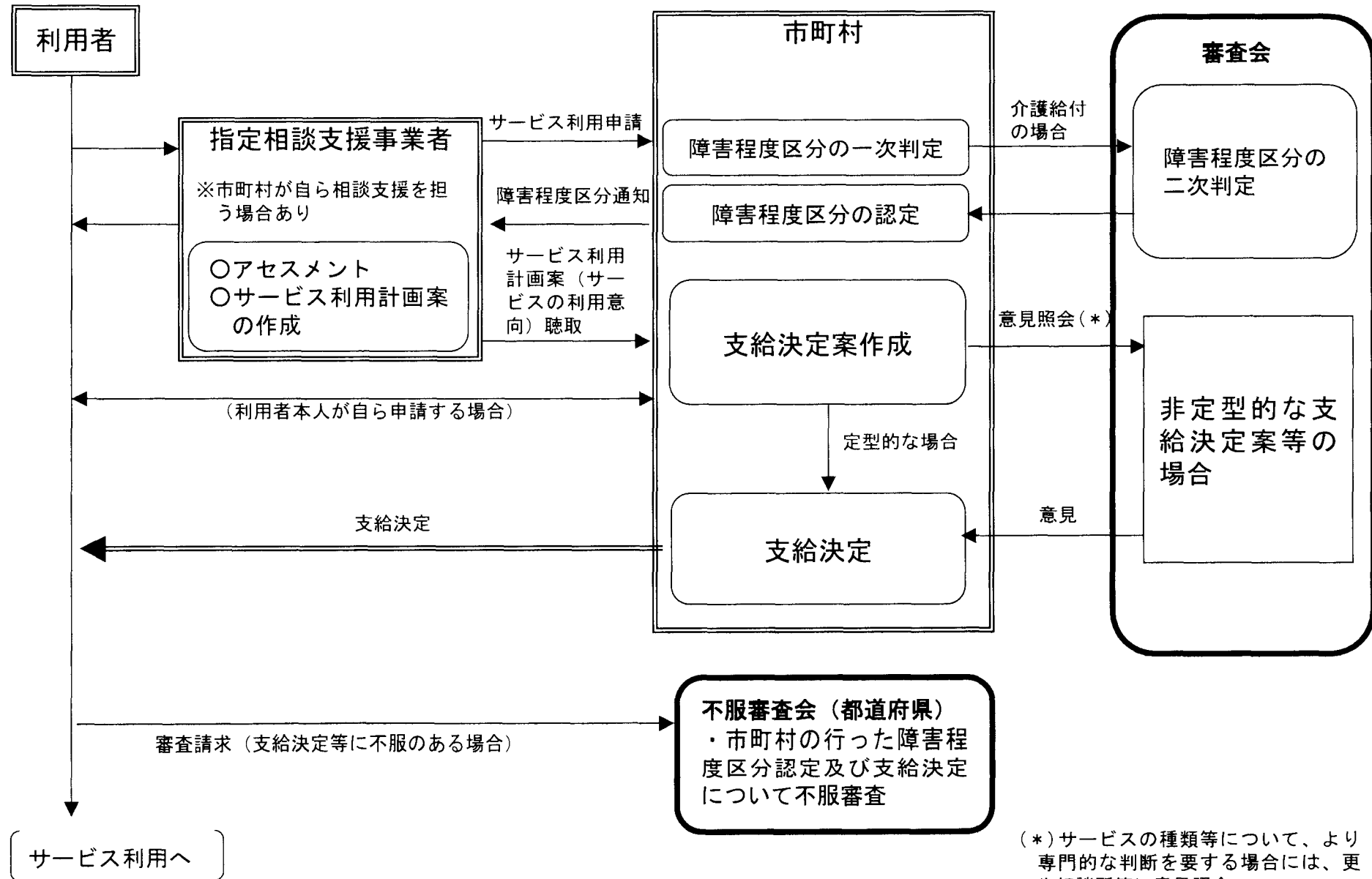
月日	国	都道府県	市町村
17年3月 5月	○全国会議の開催（3月18日） （施行事務（素案）提示） ・支給認定の方法（所得の認定等） ・指定自立支援医療機関の指定手順 ・負担上限額の管理手法 ・周知の方法（全国会議、ポスター等 （医療機関・自治体向け）） 他	○市町村への伝達会議の開催 〈施行に向けた準備開始〉 ○指定医療機関のリスト作成（関係 機関、関係団体からの協力を得る）	（同左）
6月 9月	○法案成立後に政省令等公布、関係通知 発出 ○全国会議の開催 ・都道府県等からの意見を踏まえた施行 事務要領の提示 ・施行後の検討課題の見直し方法（重度 かつ継続の範囲等） ○周知用ポスターの配布 ○施行準備の進行管理 ○都道府県への相談支援	○市町村への伝達会議の開催 ○ポスター等による周知 ○現行受給者への通知 ○新受給者証への切替え（現行の患 者票、医療券の活用も念頭） ○一定所得以上世帯等の認定 ○指定医療機関の指定（経過措置）	（同左） ○都道府県の施 行準備への協力 （同左）
10月	○制度の施行	（同左）	（同左）

※ 詳細なスケジュール案については、3月の全国会議において提示する予定。

※ 通常6月頃に行われる更生医療・育成医療の所得認定の実施時期等の取扱いについては要検討。

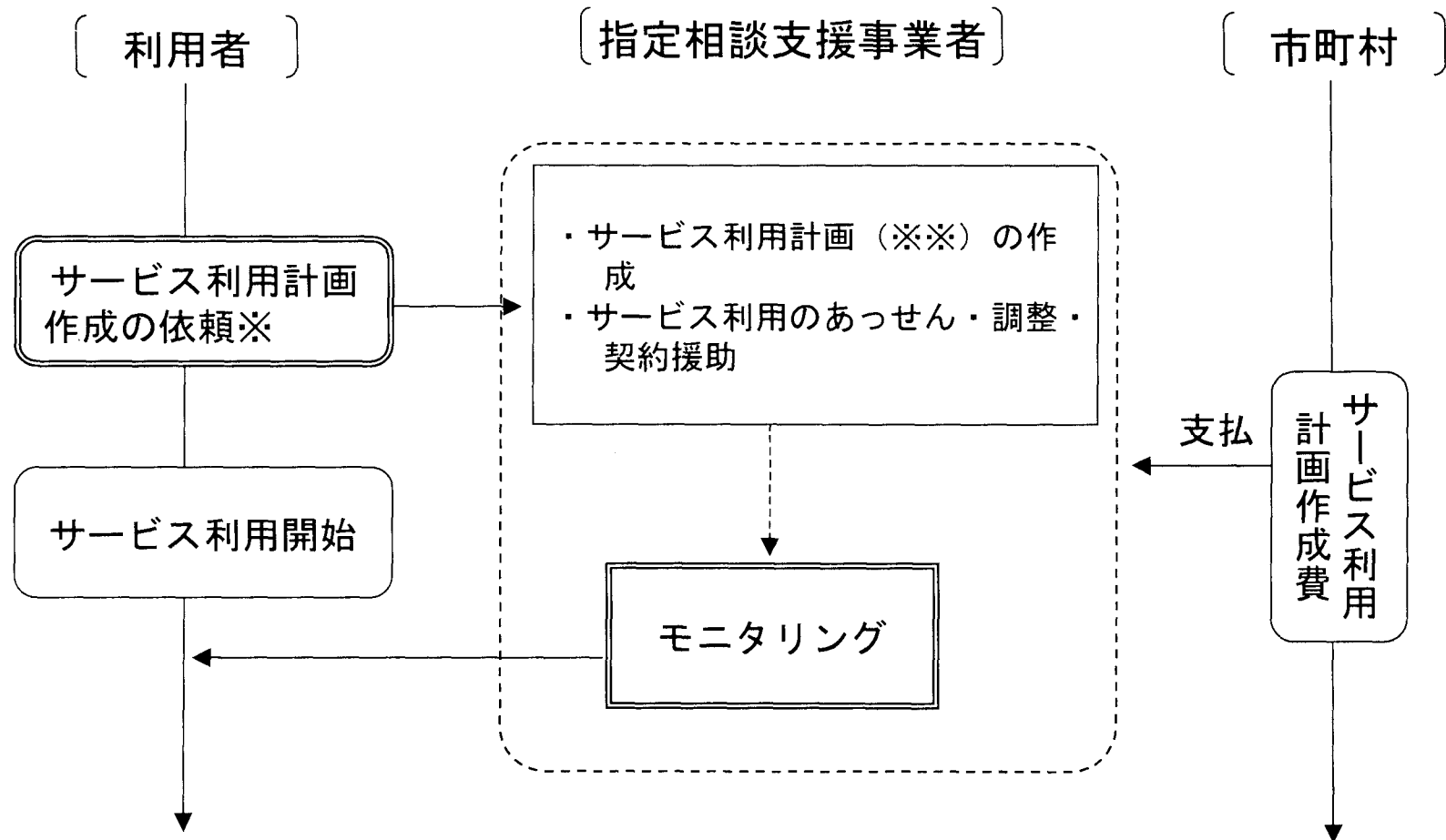
Ⅲ. 新支給決定手続き・障害程度区分

介護給付・訓練等給付の利用手続き



（*）サービスの種類等について、より専門的な判断を要する場合には、更生相談所等に意見照会

支給決定後のサービス利用の流れ



※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする

※※障害福祉サービスのほか、就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とすることが望ましい。

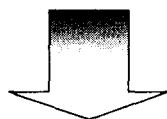
障害者自立支援法における相談支援事業の位置付け

市町村（都道府県※）

※都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業を実施

○相談支援事業（地域生活支援事業の基本事業として位置付け）

『市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業を行う』



委託（※）

指定相談支援事業者

○支給決定を受けた障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、その依頼を受けて、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、担当する者などを定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う

⇒サービス利用計画作成費（個別給付）の対象

指定

都道府県

※市町村は、指定相談支援事業者のうち相談支援事業の委託を行った者に対して、支給決定（障害程度区分の認定）のための調査の委託が可能

相談支援事業の現状

身体障害者	市町村障害者生活支援事業	374か所	一般財源（※）
知的障害者・児	障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	一般財源（※）
精神障害者	精神障害者地域生活支援センター	446か所	国庫補助

※ 地域生活支援ステップアップ事業による支援（国庫補助）あり

（注）市町村障害者生活支援事業及び障害児（者）地域療育等支援事業については、平成15年9月30日現在
精神障害者地域生活支援センターについては、平成16年4月1日現在